

特定非営利活動法人日本防災士会 役員選任規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人日本防災士会(以下、「本会」という)の役員選任に関する方法を定めたものである。

(役員選任の公示)

第 2 条 理事長は、役員を選任する総会開催日の 40 日以上前までに、役員選任について公示する。

(理事の立候補及び推薦)

第 3 条 理事に立候補する会員並びに理事に会員を推薦したい会員は、公示期間内に、立候補届または推薦届を、事務局宛に郵便、FAX または電磁的方法により提出するものとする。

2 理事候補者及び理事候補者を推薦する者は正会員でなければならない。

(理事候補者選任の基準)

第 4 条 理事候補者の選任にあたっては、次を基準とする。

- (1) 本会の活動理念のもと健全な運営に資する意欲を持ち、本部役員として活動できる会員から選任する。また、PC スキルを有し、Web 等により連絡が随時可能であること。
- (2) 支部連絡協議会は構成する会員数を基準に推薦することができる。
- (3) 理事会は、理事定数の 3 分の 1 を超えない範囲で理事候補者を推薦することができる。

(監事候補者の推薦)

第 5 条 監事候補者は、正会員の中から、理事会または都道府県支部が推薦するものとする。

(候補者の調整)

第 6 条 理事及び監事の立候補者及び被推薦者の数が、定款で定める定数を超えた場合あるいは不公平な偏りが生じた場合には、立候補者および被推薦者、推薦者等と協議の上、理事会が選任する委員で構成される「役員候補者選考委員会」が定数の範囲内で候補者を選定し、理事会が「役員候補案」を決定する。

(理事の担当職務の指名)

第 7 条 理事長は特定の理事に対して、担当職務を命ずることができる。

2 常務理事は、本会の事務を統括する。

3 理事長、副理事長、常務理事によって**執行部会**を開催し、総会及び理事会の決定事項の進捗状況を検証し、理事会に付議する事項を検討する。

(会長・副会長の委嘱)

第 8 条 理事長は、理事会の決定により、会長及び副会長を委嘱することができる。

2 会長は、本会の設立趣旨、会員の活動理念を体現し、本会の発展に寄与するとともに、支

部並びに会員の表彰を行う。

3 副会長は、会長を補佐し、本会発展のため寄与する。

4 会長・副会長の任期は、委嘱を行った理事長の任期と同じものとする。ただし重任を妨げない。

(顧問、参与等の委嘱)

第 9 条 理事長は、理事会の承認を得て、防災行政経験者、学識経験者、本会に多大な貢献を行った者等に対して顧問、参与等を委嘱することができる。

2 顧問、参与等の任期は、委嘱を行った理事長の任期と同じものとする。

3 顧問は、本会の発展のために理事長に意見を具申するほか、必要な助言を行う。

4 参与等は、本会の発展のために理事長が委嘱した業務にあたる。

(規程の変更)

第 10 条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

2 この規程を変更した場合、会報または総会議案書添付資料を通じて会員に通知する。

(実施)

第 11 条 この規程は令和 3 年 1 月 7 日から実施する。

【規程の制定・改定】

平成 23 年 4 月 1 日制定、平成 25 年 3 月 19 日改訂、平成 27 年 3 月 10 日改訂、平成 29 年 3 月

13 日改訂

附則

1 第 4 条の規定に関わらず、平成 23 年度における理事の選任については別表「理事選任参考値」

を尊重し、行うものとする。

2 第 4 条の規定に関わらず、平成 25 年度における理事の選任については別表「平成 25 年度理事選任参考値」を尊重し、行うものとする。

3 第 4 条の規定に関わらず、平成 27 年度における理事の選任については別表「理事選任参考値」

(平成 27 年 3 月 10 日)を尊重し、行うものとする。

4 第 4 条の規定に関わらず、平成 29 年度における理事の選任については別表「理事選任参考値」

(平成 29 年 3 月 13 日)を尊重し、行うものとする